## 計画変更等に係る説明書

	-		( - product	· / • □				
いずれかの項目にチェックを入れてください □ 計画変更調書 □ 軽微な変更説明書	ハ(注意事項	(開参	□ 軽微 □ 検査		说明書(検査時打 月書	旨摘事項)	正	副
株式会社トータル建築確認評価センタ 代表取締役 宇納 芳樹 様	7—					年	月	E
受付欄 ※トータル使用欄	建築主	住所						
		氏名						
	建築場所							
	設計者	氏名						
		電話番号						
計画変更 確認申請 要・ 否	確認番号	トータ	ル確認第7	Γ	_	Ę	<del>]</del>	
	交付日		年	月	日			

- 注意事項 ※ 確認済証交付後で完了検査の申請までに計画内容を変更する場合は、計画変更調書にチェックを入れて提出してください。
  - ※ 確認済証交付後で完了検査の申請時に計画内容を変更する場合は、軽微な変更説明書にチェックを入れて提出してください。
  - ※ 建築基準法第7条の2の規定による完了検査において指摘を受けた事項について変更説明する場合は、軽微な変更説明書 (検査時指摘事項)にチェックを入れて提出してください。
  - ※ 建築基準法第7条の2の規定による完了検査、同法第7条の4の規定による中間検査において指摘を受けた事項について追加説明をする場合は、検査追加説明書(検査時指摘)にチェックを入れて提出してください。
- 建築主は、注意事項(上記の※印)の場合においては、該当する項目の説明書を当社に2部提出してください。
- 当社から返却された当説明書に計画変更確認を「要」と判定した場合は、計画変更確認の申請を行ってください。
- 当社から返却された当説明書に計画変更確認を「否」(軽微な変更)と判定した場合は、当説明書を確認申請書の副本に添付してください。但し、建築計画概要書の記載内容・配置図の内容に変更が生じる場合は、申請書等記載事項変更届2部、報告事項変更届1部、建築計画概要書1部を提出してください。
- 軽微な変更の範囲については、建築基準法施行規則第3条の2を参照してください。
- ○ご不明な点がありましたら当社にお問い合わせください。

変更事項又は追加説明事項 この説明書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

番号	添付図書	変更事項又は追加説明事項等記入
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		